

米国・ハワイ州友好 5 周年に係る道産品 PR 販売事業 委託業務処理要領

1 目的

北海道と米国・ハワイ州との友好提携宣言 5 周年の記念事業の一環として、ハワイ州の小売店等での道産品のテスト販売を行うとともに、観光、アイヌ文化、縄文文化など北海道の魅力を一体的に情報発信する。

2 実施方法

総合評価一般競争入札

3 委託期間

契約締結の日から令和 5 年(2023 年)3 月 10 日(金)まで

4 委託業務の概要

(1) ハワイ州ホノルル市内の小売店等での道産品テスト販売

北海道と米国・ハワイ州との友好提携宣言 5 周年に併せて道産品のテスト販売を実施し、経済交流による友好関係の一層の醸成及び道産品のハワイ進出に向けた市場調査を行う。

(2) 観光、文化(アイヌ、縄文等)など北海道の魅力に関する情報発信

道産品のテスト販売に併せて、観光や文化(アイヌ、縄文等)の北海道の魅力を一体的に PR し、ハワイにおける北海道の認知及びブランド力向上を図る。

5 委託業務の内容

(1) 道産品テスト販売の実施

ア 実施内容

以下の項目および「イ 参加企業および販売商品の募集」を加味し、企画提案書にテスト販売を実施する店舗および実施期間、候補となる企業・商品について記載すること。また、その理由も合わせて記載すること。

(ア) 実施店舗は、ホノルル市内にある小売店等の 1 店舗以上とし、実施期間は、1 週間以上とすること。

(イ) 販売時期は、令和 5 年(2023 年)1 月中旬から下旬とすること。なお、テスト販売終了後も継続販売が可能な場合は、実施してもかまわない。

イ 参加企業および販売商品の募集

以下の項目を踏まえ、提案書に具体的な募集方法や候補となる企業・商品について記載すること。

(ア) 道内の商社やメーカー、団体から募集し、5 社・団体以上からの参加を募ること。

(イ) 食品・非食品問わず、計 20 品目以上の商品を取り揃えること。なお、食品については、畜産品(想定:道産和牛)や水産品(想定:水産エコラベル認証を受けたホタテや秋サケを中心とした道産水産物)、日本酒などの道が米国市場に向けた重点品目や現地ニーズを考慮した商品を取り揃えることが望ましい。

ウ 参加企業への対応

以下の項目を踏まえ、具体的な対応方法を記載すること。

(ア) テスト販売についての概要を参加企業へ提供すること。

(イ) 商品価値を高めるような複数の商品を組み合わせた売り方(例:日本酒とおつまみのセット販売)

等の提案をすること。

(ウ) その他、参加企業とは必要に応じて連絡調整を行い、フォローアップを行うこと。なお、フォローアップ出来る事項や範囲(例: 翻訳対応、サンプル送付の支援、オンライン会議の補助など)については、提案書に明確に示すこと。

(エ) 参加企業の商品に関する販売売上げ及び在庫は受託者に属することとする。

エ 売場レイアウトの作成(備品・什器、照明等、設備の設置を含む)

以下の項目および「オ 売場の装飾」を踏まえて、提案書に売場レイアウトや装飾、PR 方法等を記載すること。

(ア) 販売する商品や分野を踏まえ、効率的に展示・販売を行い、北海道の食の魅力を最大限発信できるようにすること。

(イ) 商品を適切に展示・管理するための備品(食器棚、テーブル、イス、冷蔵・冷凍庫等)の借り上げを行うこと。

オ 売場の装飾

(ア) ブース全体で北海道をイメージさせる、写真やモニター・バナー等による装飾。

(イ) 北海道およびハワイ州との友好提携宣言に関する情報を発信する装飾。

(ウ) 企業ロゴやポスター、POP 等を活用した企業や商品の特徴のプロモーションに資する装飾。

(エ) アイヌ文化及び縄文文化に関する情報を発信する装飾。

(オ) 出展にあたっては、北海道食産業振興課が進める「食絶景北海道」のロゴやポスターを活用するなどして、北海道産の PR に繋がる効果的な中身となるよう対応すること。具体的な活用内容については委託者と確認すること。

カ 商品の輸出等

以下の項目および「キ 啓発資材の輸送」を踏まえ、企画提案書に商品の想定される輸送経路及び日数を掲載すること。

(ア) 商品の輸出にあたっては、受託者の指定する場所(日本国内)から出港地(海路、空路を含む)までの輸送、輸出手続(商品の通関等輸出に係る一切の手続)、米国の目的港(海路、空路を含む)までの輸送、米国の目的港から出展会場までの輸送を行うこと。

(イ) 商品の種類に応じ、冷凍、冷蔵、常温などの区分を踏まえ、適切な保管、管理、輸送、輸出を行うこと。また、テスト販売期間中も適切な保管、管理を行うこと。

(ウ) 輸出にあたり、日本及び米国の貿易に関する関係諸法規に従い、正規通関を実施すること。

キ 啓発資材の輸送

委託者や出展企業が会場で使用するポスターやパンフレット等資材のとりまとめを行い、会場店舗までの輸送を行うこと。

ク 人員配置

以下の項目を踏まえ、提案書に想定される人員配置をそれぞれ記載すること。

(ア) テスト販売開始までの準備やテスト販売店舗との調整業務にあたり、日本語と英語の通訳が可能な人員を1名以上配置すること。

(イ) テスト販売期間中、会場に日本語と英語の商談通訳が可能な人員を1名以上配置し、テスト販売会場の管理運営のほか、出展企業の販売支援を行うこと。

(ウ) 米国・ハワイ州への渡航が可能となった場合は、テスト販売期間中に現地参加企業2社あたり1名以上の販売員を配置すること。

ケ 現地送迎

米国・ハワイ州への渡航が可能となった場合は、バス等の車輛を借り上げ、空港、ホテル間について、道内参加企業等関係者の送迎を行うこと。

コ テスト販売実施にあたっての連携・協力

テスト販売にあたり、企画提案以外の現地の企業などから連携・協力(想定:現地日系飲食店における中食展開など)のオファーがあった場合には、委託者と協議しながら、対応すること。

サ テスト販売終了後のフォローアップ

受託者は、来場者に対し、販売商品などに関するアンケートを実施するとともに、テスト販売参加企業に対し、アンケートの結果や販売数量・金額を報告すること。

シ その他

テスト販売の実施に向けては、委託者と随時協議しながら進めること。

(2)実績報告書および成果品の提出

以下の内容を基本に整理し提出するものとする。

ア 実績報告書(別記第2号様式)

以下の内容を基本に整理した報告書を提出するものとする。

(ア) テスト販売の実施概要と結果(売上、売上上位の商品、現地の嗜好・消費傾向)

(イ) 実施概要と結果を踏まえた分析と課題の抽出

(ウ) 抽出した課題の考察による対応策や提案

イ 成果品

上記(ア)～(ウ)をまとめた対外的に説明し利用できる小冊子等を作成し提出するものとする。

※実績報告書は、電子媒体(DVD-R1枚)・紙媒体(冊子2部)を提出すること。

※小冊子の場合は、電子媒体(DVD-R1枚)・紙媒体(小冊子10部)を提出すること。

※PR素材等は電子媒体(DVD-R1枚)を作成すること。

※成果品の著作権は、道に帰属するものとする。

※著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

6 業務処理計画書について

受託者が契約書4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は次のとおりとする。

・業務処理計画書(別記第1号様式)

7 実績報告書等について

受託者が、契約書第11条の規定に基づき提出する実績報告等については、次のとおりとする。

ア 実績報告書(別記第2号様式)

イ 成果品

8 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを委託者に提出するものとする。

9 再委託について

次の要件を満たす場合は、契約書第3条ただし書に基づき再委託を行うことができるものとする。

- (1) 再委託をさせようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。
- (2) 再委託させることの合理的理由があるとき。
- (3) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

10 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症などの影響により委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。